「渡嘉敷村家族休暇制度」Ｑ＆Ａ

Ｑ１「家族休暇制度」とは何ですか。

Ａ１ 家族（祖父母等を含む。）で過ごす時間の確保と、様々な経験を通して心身の成長につなげていくことを目的として実施するものですが、この制度は必ず利用しなければならないものではなく、ご家庭の状況に応じて、無理のない範囲でご活用ください。

Ｑ２ 取得できる日数は何日ですか。また、連続で取得することはできますか。

Ａ２ 取得できる日数は年度において３日までです。取得は１日単位で、連続して取得することも、分散して取得することも可能です。

Ｑ３ いつでも取得できますか。

Ａ３ 学校行事がある日や各種テストなどがある日、その他学校が取得できない日と定める日は取得できませんので、取得する際は事前に学校へご相談ください。

Ｑ４ 急きょ保護者が休みを取れることになった場合、前日に申請することはできますか。

Ａ４ 学校は、授業等の都合上、早めに把握する必要があることから、取得希望日の１週間前までに申請してください。

Ｑ５ どのような活動であれば取得の対象になりますか。

Ａ５ 取得中の活動場所や活動内容等について特に制限はありません。ただし自宅内外を問わず保護者同伴とします。

Ｑ６ 子どもたちだけで活動しても大丈夫ですか。

Ａ６ この制度は、保護者の責任のもとで、家族で過ごす時間を確保するための制度であり、保護者の皆様に子どもたちの安全を確保していただく必要があることから、子どもたちだけで活動することはできません。

Ｑ７ 取得した際の授業はどうすればよいですか。

Ａ７ 補習等は行いません。家庭学習などにより補っていただくようお願いします。授業のプリント等については学校にお問い合わせください。

Ｑ８ 取得中に子どもがけがをした場合、日本スポーツ振興センター災害給付の対象になりますか。

Ａ８ 家族休暇は保護者の責任のもとで取得する休暇であり、学校の管理外となることから、日本スポーツ振興センター災害給付の対象とはなりません。取得に際しては、保護者の皆様で幼児児童生徒の安全を十分確保していただくようお願いします。

Ｑ９ 家族全員が参加しないと取得することはできませんか。

Ａ９ 対象となる児童生徒と同伴する保護者が１名いれば取得可能です。